

「人道・復興支援」代替案

*指標に国内・現地と特記しない限りは、双方をさす。

		論点
大目標	女性・女兒（を含む多様な受益者）の固有の状況・ニーズが反映され、女性のエンパワメントが促進され、参画が確保された人道・復興支援が実現される	・「固有の状況・ニーズ」という表現が Specific needs の訳として、外務省・JICA の文書で用いられているので変更
意義と狙い	<p>紛争や災害などが発生した場合には、国境を超えて難民あるいは国内避難民化する者、その場に留まって救援を待つ者が存在する。その際にそれまで存在していた家族、コミュニティ等の既存の保護の仕組みが失われ、リスクや窮迫の度合いが高まることを念頭に置き、速やかに緊急人道・復興支援を行い、暴力がなく人権が尊重される社会を構築・再構築する必要がある。そのような状況では、女性・女兒を中心とした脆弱性の高い多様な受益者（特に民族的・宗教的・言語的少数者、障害者、保護者のいない子ども、女性世帯主世帯、LGBT など。以下、「女性・女兒等」という）の固有の状況・ニーズと権利の確保に対処することが肝要である。国際協力の現場では、スフィア・プロジェクト（注「人道憲章と人道対応に関する最低基準」）、HAP 基準（Humanitarian Accountability Partnership、注「人道支援の品質管理と説明責任に関する国際基準」）、Inter-agency Network for Education in Emergency（注「教育ミニマムスタンダード（緊急時の教育のための最低基準）」）による緊急時の教育のため最低基準など既存のガイドラインがあり、それらに沿って他の支援国とも協調することで受入国側の負担を軽減する取り組みを行うことが求められる。</p> <p>また、紛争・災害後の人道・復興支援においては、援助する側、援助される側双方で、初動調査、計画策定、実施、モニタリング・評価等、すべての過程で意思決定に関われるような女性の参画を確保し、エンパワメントを行い、ジェンダーの平等が確保されるよう、配慮することが重要である。</p>	・「多様な受益者」の例を挙げるのは、女性・女兒とまとめてしまうのではなく、受益者の多様性と各グループの Vulnerability を強調、明記するため。ただし、すべての項目で繰り返すことも冗長になるため、「女性・女兒等」にまとめた。

	<p>具体的には、緊急人道支援と復興・開発支援及び移行期の段階に応じて、各課題別のジェンダー主流化及び1325決議の重点課題を着実に実施する。</p>			
目標1	<p>【緊急人道支援期】紛争下および直後、災害直後等の緊急人道支援の段階では、女性・女兒等がとくに脆弱な状況におかれることに留意し、支援活動を計画、実施する。</p>			
具体策1 【初動調査】	性別・年齢層別の情報収集と、女性・女兒等の固有の状況・ニーズ把握を行う。	<p>(指標1)【人員の配置】調査要員の中のジェンダー担当者の人数もしくは全体に占めるその割合(の増加?)</p> <p>(指標2)【要員への研修】調査要員に対するジェンダー研修の実施回数、および全員に占めるジェンダー研修の受講者数・割合。および研修時間数。</p> <p>(指標3)【管理職への研修】階級もしくは管理職に対するジェンダー研修の実施回数、および全員に占めるジェンダー研修の受講者数・割合。および研修時間数。</p> <p>(指標4)【ジェンダー統計・量的把握】性別・年齢層別に情報収集を行った件数・割合</p> <p>(指標5)【質的把握】女性・女兒等の固有の状況・ニーズを把握するための聞き取りを行った件数・割合</p>	外務省、緊急援助隊(JDR)、防衛省、内閣府国際平和協力本部事務局、JICA、NGO	<p>1. 以下にもよく出てくる(の増加?)は、前回少人数G会合で出てきた議論の中で、「少しでも向上している」ことを示すためにはあった方がいいかという議論を考慮して、表現の候補として上げています。</p> <p>2. 「要員」はごく短期間の調査などだけに雇われる組織外の人も含み、「管理職」は組織内でジェンダー主流化をはかってく責任者という意味合いで使っています。</p>
具体策2 【計画立案】	女性・女兒等の固有の状況・ニーズを反映した計画を立てる。	<p>(指標1)【人員の配置】計画立案を担う要員の中のジェンダー担当者の人数・割合の増加</p> <p>(指標2) キャンプ・避難所デザインおよび設営(シェルター、給水所、トイレ設置)の際に女性・女兒等の固有の状況・ニーズに配慮した計画の数(の増加?)</p> <p>(指標3)【資金調達】採択されたプロジェクト・プロポーザル(事業申請書)の中で女性・女兒等の固有の状況・ニーズを反映した事業数の増加</p>	外務省、緊急援助隊(JDR)、防衛省、内閣府国際平和協力本部事務局、JICA、NGO	

具体策3 【実施・制度構築】	食料等配給事業、シェルター配布事業、給水と衛生事業等において周縁化されがちな女性・女兒等が保護され、公平に支援を受けられる仕組みを作る。	(指標1)【人員の配置】食料配布など事業実施組織における女性職員の増加。 (指標2)【受益者の参加】支援活動に関与する受益者側の女性の数・割合 (指標3)【脆弱層への配慮】物資配布(日用品・衛生用品、食料、シェルター、衣類等)や給水などにおいて、女性・女兒等の固有の状況・ニーズへの配慮と具体策の有無	外務省 JICA、内閣府国際平和協力本部事務局、NGO	穀類に限定される「食糧」ではなく、食物全般をさす「食料」で統一	
具体策4 【登録】	緊急支援における受益者の登録作業において、女性・女兒を中心とした脆弱性の高い受益者の多様なニーズを特定し記録する。	(指標1)【個人登録】受益者の登録が世帯単位ではなく、個人単位で実施されている事業数・割合 (指標2)【固有の状況・ニーズの記録】登録において性別、年齢、世帯の構成、特定の保護・支援ニーズ等の記録	外務省、JICA、内閣府国際平和協力本部事務局、NGO	(指標1)「世帯」を単位とする場合、世帯主でない女性が不利な状況に陥ったり、世帯員が離散した状態に対応できないため。	
具体策5 【GBV等の防止・対策・保護】	女性・女兒等に対するジェンダーに基づく暴力(GBV)の防止・対策・保護に取り組む。	(指標1)【GBV等の研修】緊急人道支援実施組織のうち派遣要員に対してGBV等の予防や対策についての研修を行った団体数もしくはその割合の増加。 (指標2)【GBV等の防止のメカニズム】支援を実施する機関・組織内に、GBV等の防止と対応のメカニズム(制度・仕組み)の有無	外務省、緊急援助隊(JDR)、防衛省、内閣府国際平和協力本部事務局、		

			<p>(指標3)【被害者の救済】GBV等の被害者の救済のメカニズムが、関係機関および受益者に周知されている(モニタリングから?)</p> <p>(指標4)【相談窓口の設置】キャンプ・避難所設営の際に、GBV等被害者の相談窓口を設置した団体(あるいは事業)の件数または有無。</p>	JICA、NGO	
<p>具体策6 【男性・男児の関与】</p>	<p>紛争・災害直後の社会において男性・男児が直面する課題及びそれらの課題がジェンダー間の関係性・GBV等の発生等に与える影響が調査される。それら調査結果に基づき、男性・男児もGBV等の防止及び女性・女児等の支援に貢献する。</p>	<p>(指標1)【男性・男児向け研修】GBVの解決への取り組みとして事業地域・避難所等において男性・男児向けの教育・スポーツ・レクリエーション活動などの実施数・参加者数等</p> <p>(指標2)【男性・男児向け窓口設置】男性・男児が抱える悩みや相談を受けるカウンセラーや窓口が配置された実績数値(設置数・サービス利用者数等)</p>			<p>・男性・男児が紛争・災害直後に直面する困難やトラウマ、例えば、失業・財産を失ったなどで“強い男らしい男”でなくなってしまったという気持ち、自分自身が性暴力の被害者となった経験、家族が暴力を受ける場を目撃した経験、周りからのプレッシャー、ストレスをうまく管理できないなど、これらの困難にうまく対応できないことが、GBVを犯す要因となったという報告がある。</p> <p>また、男性・男児を対象としたグループ活動(レクリエーション活動と教育的ディスカッションを一緒に行う活動)や、男性のエducatorを養成し、GBV等の根絶・防止や禁酒などを他の男性に教育していく活動が、実際にGBV件数や飲酒後の暴力事件の軽</p>

					減に貢献した事例も多くある。 緊急人道期・復興期の双方において、男性・男子が抱えるジェンダーの課題にも配慮して対応していること、女性・女兒のエンパワメントを男性が賛同して一緒に進められるように、具体的な男性・男児向けの活動や仕組みを組み入れることも大切。
目標2 (移行期)	女性・女兒等が支援から取り残されないように、緊急人道支援から復興支援への継ぎ目のない移行期の支援の重要性に留意し、その際も女性・女兒等の固有の状況・ニーズを考慮し、女性の安全を確保した上で、女性のエンパワメントの向上や経済的自立に取り組む。また資金の調達及び配分のギャップにより、女性・女兒等が復興プロセスから疎外されることがないようにする。				・Marginalized(しばしば「周縁化」と訳される)を、より一般的に使われる日本語表記にするため、「取り残される」、「プロセスから疎外される」と書き下した。
具体策1 【資金の確保】	国際社会からの支援が薄くなりがちな移行期に、女性・女兒等の脆弱層への支援およびジェンダー主流化を進める事業に十分な資金が供給される	(指標1)【固有の状況・ニーズへの対応】①女性・女兒を主な裨益対象とし、固有のニーズへの対応や安全確保を考慮した事業の件数・割合、また財政措置の金額・割合 (指標2)【ジェンダー主流化】ジェンダーの視点を活動に取り入れた事業の件数・割合、また財政措置の金額・割合 (指標3)【エンパワメント】女性・女兒等の経済的自立を促進するためのエンパワメントの向上や支援事業の件数 (指標4)【自立支援】女性・女兒等への雇用創出・収	外務省、JICA、NGO	(指標2) 活動レベルでジェンダーの視点を取り入れた各セクターの事業を実施することでジェンダー主流化が進むと考えられる。 (指標3) 「経済的自立を促進するためのエンパワメントの向上」とは、経済的自立の疎外要因となる市民権証の取得、銀行口座の開設、移動手段の確保や就労環境の整備など、指標4にある諸事業以前に必要な事柄を指す。	

			入向上・就労支援等の事業数。雇用における平等を支援する事業数		
	<p>具体策2</p> <p>【固有の状況・ニーズの反映】</p>	<p>緊急人道支援から復興支援に移行する時期の計画立案と実施に、女性・女兒等の固有の状況・ニーズが反映される。</p>	<p>(指標1)【要員への研修】調査要員に対するジェンダー研修の実施回数、および全員に占めるジェンダー研修の受講者数・割合。および研修時間数。</p> <p>(指標2)【管理職への研修】階級もしくは管理職に対するジェンダー研修の実施回数、および全員に占めるジェンダー研修の受講者数・割合。および研修時間数。</p> <p>(指標3)【受益者の参加】支援計画策定における調整会議・調査に参加した受益者(ジェンダー別)数</p>	<p>外務省、JICA、NGO</p>	
<p>目標3</p> <p>(復興期)</p>	<p>あらゆる紛争や災害後の、難民や避難民の帰還・再統合支援を含む復興支援事業の計画策定・実施・モニタリング・評価に至る一連のプロセスを通じてジェンダーの視点を取り入れ、女性・女兒等の権利の促進、ジェンダーの平等と公平性が実現されることによって、支援・援助の効果が向上する。</p>				<p>「CSO 開発効果に関する国際枠組み」(イスタンブール原則)では、CSO(市民社会組織。NGOやCBOもこの中に含まれる)が開発効果を上げるための手段として、「女性・女兒の権利の促進、ジェンダーの平等と公平性の実現」が、原則2として挙げられている。国内において、またNGOは「援助」よりも「支援」を用いることが多いため、支援・援助を併記している。復興期の支援は「開発」の側面も含むため「開発効果」の文書を援用した。</p>
	<p>具体策1</p>	<p>女性・女兒等が支援</p>	<p>(指標1)【固有の状況・ニーズへの対応】女性・女兒</p>	<p>外務省、</p>	<p>・指標に国内対策については、ジェン</p>

	<p>【計画策定】</p>	<p>から取り残されないよう復興支援事業の計画策定時に、ジェンダーの視点が盛り込まれている。</p>	<p>を主な裨益対象とした事業の件数・割合 （指標 2）【ジェンダー主流化】ジェンダーの視点を活動に取り入れた事業への件数・割合 （指標 3）【人員の配置】復興支援事業プロジェクトの策定における女性スタッフの数・割合、及びそのリーダークラスの数・割合（の増加？） （指標 3）【職員への研修】復興支援事業の策定に関わる職員に対するジェンダー研修の実施回数、および全員に占めるジェンダー研修の受講者数・割合。および研修時間数。 （指標 4）【管理職への研修】階級もしくは管理職に対するジェンダー研修の実施回数、および全員に占めるジェンダー研修の受講者数・割合。および研修時間数。 （指標 5）【受益者の参加】受益者の意見を事業計画に反映させる際に、女性・女兒等の声が含まれており、具体策が盛り込まれている</p>	<p>JICA、NGO</p>	<p>ダー主流化についてガイドラインに一言入れ込むことを要望。 ・国内対策は結局地方ごとにアクターが分かれるので、都道府県・自治体・そのたアクターのガイドラインに「ジェンダー主流化に関する項目」を加えることにより、実際に政策を実行するアクターにもきちんと 1325 の影響を広める</p>
	<p>具体策 2 【女性の参画・女性・女兒等の保護】</p>	<p>復興支援事業の実施に、女性・女兒等の保護が担保され、一定割合の女性が含まれている。</p>	<p>（指標 1）【保護】女性・女兒の保護（予防）が含まれている事業の数・割合（指標 2）【人員の配置】復興プロジェクトの実施における女性スタッフの数・割合、及びそのリーダークラスの数・割合 （指標 3）【現地側の人員配置】協働する C B O 等の女性スタッフの数・割合 （指標 4）【研修】実施事業における G B V トレーニングが含まれている</p>	<p>外務省、JICA、NGO</p>	<p>（指標 3）CBO = Community based Organization の略。National NGO（全国レベルの現地 NGO と分けて使うことが多い。 ・「一定割合」について・・・他に良い表現ありますか？</p>

<p>具体策3 【モニタリング基準】</p>	<p>復興支援事業のモニタリング、評価にジェンダーの視点が含まれている</p>	<p>(指標1) 【人員の配置】 モニタリング・評価者に含まれているジェンダー研修を受けた人材または担当者の数・割合 (指標2) 【GBV分析】 GBVの数他、女性・女児の保護についての専門家による分析の有無 (指標3) 【指標の整備】 事業の各段階における女性の参画をはかる指標が評価項目に含まれている</p>	<p>外務省、JICA、NGO</p>	<p>・「ジェンダー専門家」をすべて他の言い方に変更しました。 (指標3) 「女性のインパクト」を計測することが提案されたが、「女性のインパクト」という表現はわかりづらいため、事業の各段階における女性の参画をはかる指標と言い換えました</p>
<p>具体策4 【実施・制度構築】</p>	<p>復興支援事業全般に女性が積極的に参加できるような仕組み(制度面・エンパワメント)が担保されている</p>	<p>(指標1) 【現地パートナー】 復興支援事業の計画・実施・モニタリング活動を現地の女性団体等と協働した事業数及び協働した女性団体の数 (指標2) 【人員の配置】 復興支援事業で設置する利用者委員会や運営委員会などにおける女性委員の数およびその割合(の増加?) (指標3) 【受益者の参加】 復興支援事業の計画・実施・モニタリングに参加した受益者の女性・女児の数(指標4) 【エンパワメント】 復興支援事業全般の中における女性のエンパワメント関連事業の数・割合</p>	<p>外務省、JICA、NGO</p>	<p>(指標1) 現地の女性団体とのパートナーシップは、「CSO 開発効果」のガイダンス文書等でも示されており、女性の参加を担保する手段と言える。</p>
<p>具体策5 【計画立案・実施・モニタリングにおける男性・男</p>	<p>紛争・災害後の復興期の社会において男性・男児が直面する課題及びそれら課題がジェンダー間の関係性・GBVの発生等に与える影響が調査</p>	<p>(指標1) 【男性・男児向け事業】 GBV等の解決への取り組みとして事業地域・避難所等において男性・男児向けの教育・スポーツ・レクリエーション活動などの実施数・活動参加者数等 (指標2) 【男性・男児向け相談窓口】 男性・男児が抱える悩みや相談を受けるカウンセラーや窓口設置数・サービス利用者数等</p>	<p>外務省、JICA、NGO</p>	<p>・NGOや国際機関等の活動から記録されている点ですが、男性・男子が紛争・災害後の復興期において直面する困難やトラウマ、例えば、失業・財産を失ったなどで“強い男らしい男”でなくなってしまったという気持ち、自分自身が性暴力の被害者となった経</p>

	<p>【児】</p>	<p>される。それら調査結果に基づき、男性・男児が GBV の防止及び女性・女児等の支援に貢献する活動も計画実施される</p>	<p>(指標 3) 男性のエducator(他の男性に対して GBV の防止・夫婦間の役割の分担やコミュニケーションの大切さ・育児への取り組み等を啓発する人)の育成に取り組んだ実績数値(事業数・エducatorの数・エducatorによる実施された教育セッション数等)</p>	<p>験、家族が暴力を受ける場を目撃した経験、周りからのプレッシャー、ストレスをうまく管理できないなど、これらの困難にうまく対応できないことが、GBV を犯す要因となったという報告です。なお、男性・男子を対象としたグループ活動(レクリエーション活動と教育的ディスカッションを一緒に行う活動)や、男性のエducatorを養成し、GBV の根絶・防止や禁酒などを他の男性に教育していく活動が、実際に GBV 件数や飲酒後の暴力事件数の低下に貢献した事例もあります。緊急人道期・復興期の双方において、男性・男子が抱えるジェンダーの課題にも配慮して対応していくこと、女性・女児のエンパワメントを男性が賛同して一緒に進められるように、男性男子向けの活動や仕組みを組み入れることも大切だと思います。</p>
<p>目標 4 (重点 課題・</p>	<p>人道・復興支援を遂行するにあたり、人間の安全保障に直結する保健医療、教育、農業、インフラ整備、治安部門改革(SSR)、司法制度支援事業等の重点課題の解決を目指す。またその際に、女性・女児等のニーズが特に高い分野への支援を強化する。</p>		<p>具体策は、各セクター毎に記しているが、現地事情により支援が必要とされるセクターは異なることが想定され</p>	

CCイ シ ユ ー)				るので、例示とする。	
	<p>具体策1 【保健】</p>	<p>女性、女兒等が基礎的医療サービスを享受する。特に、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (SRHR) を確保する。女性・女兒のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツのために不可欠である男性・男児の協働にも従事する。</p>	<p>〈指標1〉【基礎データ把握】分娩時におけるスキルド・バース・アテンダントの数、妊産婦死亡率、中絶件数、HIV検査数、性感染者数等</p> <p>〈指標2〉【格差是正】妊産婦の健康改善，保健医療サービスへのアクセス格差がないことを確認するデータの有無（例：熟練専門家の解除による出産、4回以上産前健診を受けた妊婦の役割など）</p> <p>〈指標3〉【性感染症への対応】HIV/エイズを含む性感染症に対する女性の脆弱性、HIV検査数、性感染者数と女性の割合。また、性感染者に対する支援事業数と資金コミットメントの割合</p> <p>〈指標4〉【女性固有のニーズへの対応】その他女性固有の健康上のニーズ(リプロダクティブヘルスなど)に特化した支援の事業数・資金コミットメントの割合（例：男女別の成人V感染率、HIV検査とカウンセリングの実施回数、抗ウイルス剤による治療を受けているエイズ患者数（ジェンダー別）</p> <p>〈指標5〉【人材育成および人員配置】コミュニティ・ヘルスワーカーの育成計画と配備の有無</p> <p>〈指標6〉【妊産婦・新生児データ】紛争下の妊産婦と新生児に関するデータの有無</p>	<p>外務省、 JICA、NGO</p>	<p>・具体策1で目指している女性のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確保のためには、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスに関係する女性・女兒・男性・男児などを対象に取り組むことが重要と思われます。NGOの活動事例から夫婦を対象にした教育活動により夫婦間のコミュニケーションの向上・避妊具の利用率の向上した事例、若い男子を対象とした男性エデュケーターによる教育活動によりデートレイプの減少等、良い成果が出ています。そのため、男性・男児との協働という視点は含めるのが良いのではないのでしょうか？</p>

			<p>〈指標7〉セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに係る研修に参加した受益者数(性別、年齢別)</p> <p><指標8>男性・男児に対するセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスに関する研修の事業数及び受講者数</p>		
<p>具体策2</p> <p>【教育1】</p>	<p>紛争影響下においても学校教育および学校外教育が継続されるために、緊急人道援助における教育分野額を増加する。</p> <p>また、紛争時に教育を受けることができなかった子ども、若者に対する教育機会の提供を強化する。</p>	<p>〈指標1〉【緊急人道支援期】 二国間、多国間、NGO 機関を通じた教育援助・支援実績額</p> <p>〈指標2〉【移行期・復興期】 就学年齢を超えた子ども・若者も含めて教育機会を提供した案件数および受講者数</p>	<p>外務省、JICA、NGO</p>	<p>指標の1と2は時期で分けた。</p> <p>(指標2) 紛争後に教育機会を提供する「セカンドチャンスプログラム」という表現も提案されたが、その内容に対して統一見解が見られないので、書き下した。</p> <p>なお、教育の質、平和教育など内容に関しては、「予防」のところでは触れる。</p>	
<p>具体策3</p> <p>【教育2】</p>	<p>女性・女児に対する平等な教育支援</p>	<p>〈指標1〉 女性・女児の進学率、識字率、就学率、修了率の割合・人数。</p> <p>〈指標2〉【教育環境】 女性・女児に対してフレンドリーな教育環境か(例:女性教師の数、女子トイレがあるかなど) 否かをはかるモニタリングを導入した事業数・割合</p> <p>(指標3)【ジェンダー格差】 識字率、就学率(特に初等・中等教育)、修了率等におけるジェンダー格差</p> <p>(指標5)【機会平等】 職業訓練、識字教育、教師能力</p>	<p>外務省、JICA、NGO</p>		

			強化等における機会平等の実現		
具体策4 【農業】	復興のための農業支援にジェンダーの視点が組み込まれている	(指標1)【研修】支援団体職員のジェンダー研修への参加した数と割合(の増加?) (指標2)【計画への参加】支援計画の策定における意思決定に参加した女性・女兒等の受益者数 (指標3)【実施への参加】農業支援事業に参加した女性・女兒等の数	外務省、 JICA、NGO		
具体策5 【生計支援、収入向上】	復興のための生計支援事業にジェンダーの視点が組み込まれている	(指標1)【研修】支援団体職員のジェンダー研修への参加。 (指標2)【計画への参加】支援計画の策定における意思決定に参加した女性・女兒等の受益者数 (指標3)【実施への参加】生計支援事業に参加した女性・女兒等の数	外務省、 JICA、NGO		
具体策6 【インフラ整備】	復興のためのインフラ整備に女性の保護やジェンダーの視点が組み込まれている	(指標1)【研修】支援団体職員のジェンダー研修への参加。 (指標2)【計画への参加】支援計画の策定および実施に女性・女兒等の参加を確保し、その声が反映されている (指標3)【調査・予防】インフラ整備事業計画実施前インパクト調査において確認されたジェンダー及び女性・女兒への影響(事業地近隣での売買春の増大、HIV/AIDS/性感染症の拡大等)に基づき適切な対策・活動(性感染症予防教育等)が実施された事業件数 (指標4)【委託先のジェンダー視点】インフラ整備事業	外務省、 JICA、NGO	(指標3)インフラ整備事業に従事する労働者が買春をする、幹線道路建設後の人口移動の増大にともなう性産業の増大、若い女兒がセックスワーカーになってしまうリスクの増大等を考慮すると、インフラ整備事業の実施と並行した適切な予防対策が必要と思われます。事業地・事業内容により異なりますが、感染症予防教育、もしくは女兒・女性への職業訓練等(セックスワーカーになる以外のチョイスを	

			を実施する業者及び NGO 等の選定および委託契約の条件として女性・女兒等の保護・ジェンダー視点の実施が含まれる		確保するため) などが重要となるので、こういった指標も必要ではないでしょうか? (指標 4) ジェンダー視点を反映すること、女性・女兒の保護を徹底することが契約として交わされるのが良いと思います。
具体策 7 【SSR-DDR】	紛争後の元兵士(子ども兵を含む)の武装解除(DDR)において、女性、女兒の保護の視点が含まれる。除隊後の社会復帰のための事業にジェンダーの視点が含まれる。	(指標 1) 【ジェンダー統計】 武装・動員解除された武装組織の女性・女兒の数、配置を示すデータの有無 (指標 2) 【人員配置】 武器回収および武装解除等実施の際の、ジェンダー研修を受けた人材またはジェンダー担当者の有無 (指標 4) 【固有の状況・ニーズへの対応】 元兵士の社会復帰事業に女性、女兒等の特定なニーズに対応した事業の数・割合	防衛省、外務省、NGO		
具体策 8 【司法制度=Justice支援】	紛争後の司法改革に、ジェンダーの視点が含まれている。	(指標 1) 【被害者の保護・救済】 GBV 等の被害者に対する救済が、法、ガイドライン等に明記されている。 (指標 2) 【加害者の処罰】 GBV 等の加害者に対する適切な罰則が規定されている (指標 3) 【ジェンダー視点】 紛争後新たに策定される制度づくりにジェンダー視点の有無、女性職員の数・割合 (指標 4) 【人材育成】 法執行官やパラ・リーガルなど	外務省、JICA		(指標 4) 法執行官だけでなく地域住民の中で法律に詳しく相談員の役割を果たすパラ・リーガルなどの男女による法律普及員制度などの構築も必要。

			<p>の養成時にジェンダーに関する研修が含まれている。またその中の女性の受講者数・割合</p> <p>(指標5)【人員の配置】ジェンダーに関わる司法制度支援の数・派遣する女性スタッフの数・割合</p>		
目標5	人道復興支援を計画、実施する各組織がジェンダー・バランスを考慮した人員配置や研修を実施することで、事業におけるジェンダー視点の導入を徹底する				
	<p>具体策1</p> <p>【組織内ジェンダー主流化】</p>	<p>人道復興支援組織内のジェンダー主流化を実現する</p>	<p>(指標1)【人員の配置】ジェンダー担当部署もしくは担当者が置かれている</p> <p>(指標2)【研修】ジェンダー、GBV等に関する職員向け研修が定期的に行われている(実施回数・頻度等)</p>	<p>外務省、JICA、NGO</p>	
	<p>具体策2</p>	<p>人道・復興支援を計画策定、実施の際に、ジェンダー視点が組み込まれ、女性・児童等の保護を助成・委託先にいたるまで確保する。</p>	<p>(指標1)【受託団体選考におけるジェンダー・スクリーニング】組織内でジェンダー主流化が順守される仕組みを持っている NGO や現地のパートナー団体が業務委託先となった件数・割合</p> <p>(指標2)【委託先の保護義務】NGO、現地団体等への業務委託をする場合に、GBVを防止する等、女性・児童等の保護を契約書等でうたっている</p> <p>(指標3)【GBV等への対応】GBV等に対応する仕組みが組織内に存在し、機能している</p>	<p>外務省、JICA、NGO</p>	<p>(指標1) 事業の審査、承認、実施、モニタリング、評価のすべてのプロセスで、ジェンダー視点に立った取組みを行う体制を構築し、業務委託や資金配分において徹底される。</p> <p>(指標3) 「GBVに対応する仕組み」(および予防できる仕組み)が各組織に必要である。それを測る指標としては、スタッフへの研修(Sensitization) 担当者の選任および担当者への(起きてしまった時の対処法に関する)研修が使える。</p>